

iQUAVIS 製品固有条件

本条件は、お客様（以下「甲」という。）と株式会社電通総研（以下「乙」という。）又は乙の販売店との間において、iQUAVIS（以下「本件プログラム」という。）に関する契約（以下「本契約」という。）が締結された場合、乙所定のソフトウェア使用約款（https://www.dentsusoken.com/sites/dentsusoken/default/files/2024-07/common_license.pdf、又はその後継サイトに掲載。以下「使用約款」という。）及びソフトウェア・サポートサービス約款（https://www.dentsusoken.com/sites/dentsusoken/default/files/2024-07/common_support.pdf、又はその後継サイトに掲載。以下「サポート約款」という。）（使用約款とサポート約款を総称して以下「本約款」という。）とともに本件プログラムの使用及びサポートサービスの条件を構成するものとし、甲は本約款及び本条件に従い本件ソフトウェアを使用し、サポートサービスを利用するものとします。なお、本約款と本条件との間に矛盾がある場合には、本条件が優先するものとします。

第1条（定義）

1. 「指定機械」とは、本件ソフトウェアのサーバー用プログラムがインストールされ、ユーザ及びユーザ数が管理されるコンピュータであって、本契約記載の指定機械を意味します。なお、本件プログラムの稼働環境として、乙より別途提供される iQUAVIS Cloud（以下「クラウド環境」という。）を利用する場合には、該当のクラウド環境が指定機械となります。
2. 「本件ユーザ」とは、甲の役職員、又は甲の事業所内において甲のために業務を遂行する派遣社員又は業務委託先の社員であって、かつ甲が本件ソフトウェアの使用を承認したユーザを意味します。

第2条（本件ソフトウェアの使用）

1. 甲は、本契約の定めに従い、本件ソフトウェアを本件ユーザに使用させることができるものとします。甲は、本件ソフトウェアを本件ユーザに使用させるにあたり、本件ユーザに対し、本契約に基づき自らが負う義務を遵守させるものとします。なお、本件ソフトウェアの使用における本件ユーザの行為は、全て甲による行為とみなされるものとします。
2. 本契約記載のライセンスタイプの定義は、以下のとおりとします。
 - (1) 「ネームドユーザ・ライセンス」とは、本件ソフトウェアを使用するユーザ数に応じ、ライセンスを購入する必要があるライセンスタイプです。購入した数量だけ個人名を登録し、その個人に限り、日本国内及び日本国外において本件ソフトウェアにアクセスし使用することができます。
 - (2) 「ローカル・フローティング・ライセンス」とは、本件ソフトウェアへの同時アクセス数に応じ、ライセンスを購入する必要があるライセンスタイプです。購入した数量を上限として、日本国内において本件ソフトウェアを同時にアクセスし使用することができます（ソフトウェア使用範囲として、日本国外の甲の関連会社が記載されているとしても、日本国外において本件ソフトウェアを使用することはできません。）。
 - (3) 「グローバル・フローティング・ライセンス」とは、本件ソフトウェアへの同時アクセス数に応じ、ライセンスを購入する必要があるライセンスタイプです。購入した数量を上限として、日本国内及び日本国外において本件ソフトウェアを同時にアクセスし使用することができます。
 - (4) 「ステージング・ライセンス」とは、本件ソフトウェアのアドオンプログラム開発時における稼働確認、本件ソフトウェアのバージョンアップ実施時における動作検証又は本件ソフトウェアの使用方法に関する社内教育を実施する目的にのみ使用可能であり、本番業務等、その他の目的での使用は禁止されるライセンスタイプです。ステージング・ライセンスには、その使用形態に応じ、購入した数量だけ個人名を登録し、その個人に限り、日本国内及び日本国外において本件ソフトウェアにアクセスし使用することが可能な「ステージング・ネームドユーザ・ライセンス」と、購入した数量を上限として、日本国内及び日本国外において本件ソフトウェアを同時にアクセスし使用することが可能な「ステージング・フローティング・ライセンス」の2種類があります。なお、本番業務用の指定機械とは異なる機械をステージング・ライセンスの指定機械とする必要があります。
3. 乙は甲に対し、本契約の有効期間中、本件ソフトウェアのスーパーユーザ・ライセンスを1ライセンス無償で付与します（本件ソフトウェアのサブスクリプションライセンスに関し、複数の契約書が甲乙間で締結されている場合であっても、1ライセンスのみ無償で付与されます。）。スーパーユーザ・ライセンスとは、本件ソフトウェアにおいてメンテナンス目的でプロジェクトの設定変更や削除等を行うためのライセンスです。
4. 甲は、指定機械の故障により一時的に他の機械で本件プログラムを使用する場合を除き、乙の書面による事前承諾なしに、指定機械以外の機械に本件プログラムを移設することはできません。

5. 前項に従い、乙の承諾を得て本件プログラムを移設する場合、乙所定の移設に関する手続及び料金規定が適用されます。
6. 甲は、本契約又は関連資料で明示的に承認されている場合を除き、本件ソフトウェアを複製又は使用できません。また、甲は、本件ソフトウェア及びその複製物について次の行為を行ってはなりません；(i) 逆アセンブル、逆コンパイル又は改変、(ii) 有償・無償を問わず、第三者に対する譲渡、再使用許諾、貸与又はリース、(iii) 第三者に対するサービス事業、タイムシェアリング事業、その他これに類する事業における使用、及び (iv) 直接・間接を問わず、生物兵器、化学兵器又は核兵器の開発目的への使用。
7. 本契約において、本件ソフトウェアの使用範囲として甲の関連会社（甲が議決権付株式の過半数を有する法人をいう。以下同じ。）が記載されている場合には、甲は、自らの責任で、本契約の有効期間中、当該関連会社に対し、所定の数量の範囲内で本件ソフトウェアの使用権を設定することができます。当該関連会社への本件ソフトウェアの使用権の設定にあたり、甲は、自らの責任において本契約の規定を当該関連会社に熟知させ、また遵守せしめるものとし、本件ソフトウェアの当該関連会社による使用を監督します。この場合、別段の合意がないかぎり、関連会社による本件ソフトウェアの使用にあたり必要となるデータ設定等の作業については甲が行いません。
8. 本件ソフトウェアには、乙所定の「電通総研インダストリーコンタクトセンター(iQUAVIS)」(以下「ポータルサイト」という。)に掲載のフリー・オープンソース・ソフトウェア(以下「本件 FOSS」という。)が含まれます。本件 FOSS には、本契約の条件は適用されず、ポータルサイトに掲載の使用条件が適用されるものとしします。
9. 本件ソフトウェアのうち API Runtime License/SDK (以下「開発用ソフトウェア」という。)については、以下の条件が適用されるものとしします。
 - (1) 甲は、本件ソフトウェアと連携して甲自身の事業に供する目的にのみ使用するためのソフトウェアを開発し使用する目的にのみ、開発用ソフトウェアを使用することができます。甲は、事前に乙の書面による承諾を得ない限り、開発用ソフトウェアを使用して開発したソフトウェアを第三者に提供し、又は使用許諾することはできません。
 - (2) 開発用ソフトウェアについては、サポートサービスのうち本条件第4条第1項第1号所定のサービスは提供されないものとしします。但し、甲が開発用ソフトウェアについての開発サポートサービス (API/SDK Support Package) を購入した場合には、本条件第4条第1項第1号所定のサービスが乙より提供されるものとししますが、以下の問い合わせはサポートサービスの対象外としします。
 - ① 関連資料に記載のないコマンド及び API に関する問い合わせ
 - ② 開発用ソフトウェアの使用目的の範囲外の開発プロセス等に関する問い合わせ (品質管理・構成管理・継続的インテグレーションなど)
 - ③ 開発用ソフトウェアを使用して甲が開発するソフトウェアの仕様検討、開発方針、本件ソフトウェア以外のソフトウェアに関する問い合わせ
 - ④ 開発用ソフトウェアを使用して甲が開発したソフトウェアの動作確認・レビューに関する問い合わせ
 - ⑤ 開発用ソフトウェアを使用して甲が開発したソフトウェアに関する問い合わせ
 - (3) 開発用ソフトウェアのうち API Runtime License については、1 ライセンス毎に API 連携用ライセンスが1ライセンス付与されます。甲は、API Runtime License を介して本件ソフトウェアを使用する目的に限り、かかる API 連携用ライセンスを使用することができます。
10. 本件ソフトウェアのうち i-SPiDM Interface については、本件ソフトウェアと i-SPiDM 間においてデータを連携する目的にのみ使用することができるものとし、i-SPiDM 以外のソフトウェア・システム・サービスとのデータの連携を含め、その他の目的に使用してはならないものとしします。
11. 本件ソフトウェアのうち Web Client については、本件ユーザが乙所定のウェブブラウザ経由で本件ソフトウェアを使用する目的にのみ使用することができるものとし、本件ソフトウェアと他のソフトウェア・システム・サービス (i-SPiDM を含む。) とのデータの連携を含め、その他の目的に使用してはならないものとしします。

第3条 (本件ソフトウェアの納入)

乙は、本件ソフトウェア及びそのライセンスファイル、又はそれらのダウンロードサイトに関する情報を、別途甲により指定される電子メールアドレス宛に送付するものとしします。乙がかかる電子メールを送付した時点をもって、本件ソフトウェアの納入は完了したものとみなされるものとしします。但し、クラウド環境を利用する場合、乙は、本件ソフトウェアを甲に納入する義務を負わず、乙所定の指定機械に本件プログラムをインストールした上で、甲宛に電子メールにて通知するものとしします。この場合、甲は、指定機械より本件ソフトウェアのうちクライアント用のソフトウェアをダウンロードし使用することができるものとしします。

第4条 (サポートサービス)

1. 甲は、本件ソフトウェアにつき、本契約の有効期間中、以下の条件に基づきサポートサービスを乙より受ける権利を有します。
 - (1) 甲からの本件ソフトウェアの使用上の質問に対する乙の回答は、電子メール又はポータルサイトにより行われます。
 - (2) サポート約款第1条第2項の定めにかかわらず、本契約に本件ソフトウェアの使用範囲として甲の関連会社が記載されている場合、甲は乙と協議の上、甲の関連会社の従業員を甲の担当者として指名することができるものとします。
 - (3) サポートサービスの対象は、原則として本件ソフトウェアの最新バージョン及びその直前の2バージョン(例:最新がバージョン5の場合、バージョン5、バージョン4及びバージョン3がサポートサービスの対象)とします。但し、最新バージョン以外については、本件ソフトウェアに組み込まれる一部の第三者ソフトウェアの開発元又は提供元のサポート打ち切り等の事由により提供できない場合があります。
 - (4) サポートサービスには、トレーニング、インストール等のオンサイト作業等は含まれません。甲が本件ソフトウェアの使用上の質問をする場合、甲は本件ソフトウェアそのものに関するものであるか否かの切り分けを事前に行うものとします。乙は、甲向けにカスタマイズされたソフトウェアに関する質問、甲のシステム環境(ネットワークを含む。)に関する質問等、本件ソフトウェア以外に関する質問に回答する義務を負いません。
 - (5) 前四号の他、サポート約款の定めが適用されます。
2. 本件ソフトウェアのサポートサービスについて、別途乙所定のサービス仕様書が乙より甲に提示されている場合には、当該サービス仕様書の定めが前項の定め優先して適用されるものとします。

第5条 (サポートチケットサービス)

- 甲は、サポートチケットサービスが付帯する本件ソフトウェアを購入した場合又はサポートチケットサービスを購入した場合、前条に定めるサポートサービスとは別に、以下に規定するサービス(以下「サポートチケットサービス」という。)を乙より受ける権利を有します。
- (1) 乙は、甲が保有する本件ソフトウェア(Base Package)のサブスクリプションライセンスの合計数量に応じ、乙が指定する枚数のチケット(以下「チケット」という。)を甲に発行します。なお、甲が保有するBase Packageのサブスクリプションライセンスの数量は、異なる事業所や社内カンパニー等が保有する分を含めて、同一法人が保有する本数の合算とします。また、かかる数量に応じて発行されるチケットとは別に、甲は追加のチケットを購入することができます。
 - (2) 甲は、乙より発行されたチケットを使用して、乙が指定するサポートチケットサービスのメニューの中から甲が選択するサービスを受けることができます。サービスを受けるために必要となるチケットの枚数は、メニュー毎に異なります。
 - (3) 乙が甲に発行するチケットの有効期間は、該当するチケットの発行日から当該発行日が属する年の12月31日までとします。甲は、各チケットの有効期間中に限り、選択したサポートチケットサービスの提供を受けることができます。有効期間中に使用されなかったチケットは、有効期間の満了日をもって失効し、それ以降は使用することはできません。
 - (4) 前各号の他、サポートチケットサービスの詳細については、ポータルサイトに記載のとおりとします。

第6条 (機能保証及び責任の範囲)

乙は、本件ソフトウェアの納入完了の日(クラウド環境を利用する場合はサブスクリプション期間の開始日)から90日間、関連資料に記載された方法に従い乙所定の稼働環境で使用された場合には、本件プログラムが実質的に関連資料に記載された仕様どおりの機能を有することを保証します。この保証未達成の場合、乙は合理的に可能な限り該当仕様への不適合の修正又は欠陥品の取り替えを行いません。

第7条 (ソフトウェアの消去)

甲がクラウド環境を利用している場合、使用約款第8条第5項を以下のとおり読み替えて適用するものとします。

「5. 本契約が終了した場合、甲は、本件ソフトウェアのうちクライアント用のソフトウェアを直ちに消去し、かかる事実を証する書面を乙に交付します。」

第8条 (本条件の変更)

1. 乙は、本条件について、必要に応じて全部又は一部を変更する場合があります。この場合、変更が甲を含む本件ソフトウェアの使用者の一般の利益に適合し、又は変更が本条件の目的に反せず、

変更の必要性及び変更後の内容の相当性等の事情に照らして合理的なものと認められる場合には、変更後の本条件及び効力発生日について、事前に乙が運営するウェブサイトで周知することにより、本条件を変更することができるものとします。

2. 本条件の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本条件の適用について、甲の同意を得るものとします。

第9条（一般条項）

1. 甲は、本契約に基づき乙より提供を受けた本件ソフトウェア及びその複製物の保管場所、並びに指定機械及び本件ソフトウェアがインストールされた機械の設置場所（但し、クラウド環境を利用する場合は、本件ソフトウェアのうちクライアント用のソフトウェアがインストールされた機械の設置場所に限る。）を記録した帳簿を常に保持しておかねばならないものとします。乙は、事前の書面通知をもって、甲における本件ソフトウェアの使用状況について監査することができるものとします。甲は、乙の監査に協力し、乙又は乙の代理人に対し合理的な範囲内で甲の施設、機器及び情報へのアクセスを許可するものとします。乙は、甲の事業所内においては、合理的な範囲内で甲のセキュリティに関する規定に従うものとします。
2. 甲は、甲の責任と負担において外国為替及び外国貿易法、米国輸出管理法等の輸出関連法規において求められる必要な許可を得ない限り、本件ソフトウェアの全部又は一部を輸出又は再輸出してはならないものとします。

以上